

表2 差別を受けた労働者が提訴するインセンティブ^a

原告による 挙証責任 ^b	原告側への制度的(無料)支援			救済・補償		報復による被害 に対する保護 ^c		
	法的助言・相談 ^c	調査 ^d	法定代理 ^e	復職あるいは 未払い賃金補償	追加的金銭補償	原告	証人	
オーストラリア (FL)	証拠	EB, U, NGO	EB	U, NGO	ケースバイケース	○(明確な法的ガイダンスなし) 最近の判例では、AUD 10 000以上 少額の最低補償を法定(上限額はなし)	○	○
オーストリア ^f (FL)	強い推定	EB, U, NGO	EB	NGO	○(それ以外の 選択肢がない場合)	○(明確な法的ガイダンスなし) 少額の最低補償を法定(上限額はなし)	○	○
ベルギー (FL)	推定	EB, U, NGO	性差別: なし E: EB	EB, U, NGO	○	最高3カ月～6カ月の月給	○	○
カナダ (FL)	証拠	EB, U, NGO	EB	U, NGO	ケースバイケース	最高 CAD 20 000 (これにCAD 20 000加算されるケースもある)	限定的	限定的
チェコ	強い推定	U, NGO	労働基準監督署	U, NGO	○	○(明確な法的ガイダンスなし)	限定的	×
デンマーク ^f	性差別: 推定 E: 強い 推定	EB, U	EB	性差別: EB, U E: U	性差別: ○ E: ×	○(通常DKK 10 000～ DKK 100 000)	限定的	限定的
フィンランド ^f	推定	EB, U, NGO	性差別: EB E: 労働基準監督署	U, NGO	×	性差別: 最低EUR 3 000, 大半は上限なし E: 最高 EUR 15 000	性差別: ○ E: 限定的	性差別: ○ E: 限定的
フランス	推定	EB, U, NGO	EB	U, NGO	○	○(明確な法的ガイダンスなし)	限定的	限定的
ドイツ ^f	推定	EB, U, NGO	なし	U, NGO	○	○(限定的な法的ガイダンス)	○	○
ギリシャ	推定	EB, U, NGO	労働基準監督署	U, NGO	○	○(明確な法的ガイダンスなし)	○	○
イタリア ^f	性差別: 強い推定 E: 証拠	EB, U, NGO	性差別: × E: EB	性差別: EB E: なし	○(可能な場合)	○(明確なガイダンスなし)	性差別: × E: 限定的	×
日本 ^f (性差別のみ)	証拠	EB	EB	なし	ケースバイケース	○(明確な法的ガイダンスなし)	○	×
韓国 ^f	性差別: 推定 E: 証拠	EB, U, NGO	EB	U, NGO	○	全てのケースではない(明確な法的, ガイ ダンスなし)	性差別: ○ E: 限定的	性差別: ○ E: 限定的
メキシコ ^f	強い推定	公設労働弁護士, EB, U, NGO	労働基準監督署, EB	公設労働弁護士, EB, U, NGO	○	なし	限定的	限定的
オランダ ^f	推定	EB, U, NGO	EB	U, NGO	○	全てのケースではない(明確な法的ガイダ ンスなし)	限定的	限定的
ノルウェー	推定	EB, U, NGO	EB	U, NGO	ケースバイケース	○(明確な法的ガイダンスなし)	○	○
ポーランド	推定	EB, U, NGO	労働基準監督署	U, NGO	○	○(少なくとも月額最低賃金)	限定的	限定的
ポルトガル	推定	U, NGO	主として労働基準監 督署	U, NGO	○	○(明確な法的ガイダンスなし)	○	○
スペイン ^f (性差別のみ)	強い推定	U, NGO	労働基準監督署	U, NGO	○(それ以外の 選択肢がない場合)	○(明確な法的ガイダンスなし)	○	×
スウェーデン	推定	EB, U, NGO	EB	EB, U, NGO	○	復職しない場合6カ月～32カ月分の月給 精神的損害に対しEUR 6 000 (平均)	○	○
スイス (性差別のみ)	推定	EB, U, NGO	EB (限定的権限)	U, NGO	一部	復職しない場合最高3カ月～6カ月の月給	限定的	限定的

イギリス	強い推定	EB, U, NGO	「法的」文書の提供 (例えば質問票など)	EB (稀), U, NGO	ケースバイケース	2005/06年 (ET), 性差別: 平均 GBP 10 807 (中央値: GBP 5 546) 性差別: 平均 GBP 30 361 (中央値: GBP 6 640)	○	○
アメリカ (FL)	証拠	EB, U, NGO	EB	EB, U, NGO	ケースバイケース	企業規模に応じ最高USD 50 000~ USD 300 000	○	○

EB: 差別禁止・平等機関、FL: 表中の情報は連邦法に関するもの、U: 労働組合、E: 人種的小数人種差別

a) 性差別と明記していないものについては、性差別・人種的小数人種差別双方をカバーするもの。

b) 「(強い) 差別の推定」、「証拠」とは、裁判所に提訴する場合に労働者が提出しなければならない証拠がそれぞれ、①差別の存在の(強い)推定を導くことが可能な「異なる待遇」を証明する事実で
足る場合、②差別を証明する事実である場合を指す。

c) EB, U、NGOとは、法的支援・相談および(あるいは)法定代理を、それぞれ差別禁止・平等機関、組合、差別の解消を主張する非政府団体あるいは公益団体が提供できることを指す。

d) 差別禁止・平等(あるいはその他関連する)機関が差別に関する明白な事実・証拠を収集するために実施する調査手続。

e) 報復とは、①差別の申立を行う労働者、または②差別訴訟において、差別の申立を行う労働者以外に証拠を提出したり、証人として出廷する労働者—に対する報復。報復に対する「限定的な」保護とは、不当解雇に限定された保護であるか、または、報復による被害に関する立証基準が通常の差別事案よりも厳しい場合を指す。

f) 各国注:

【オーストリア】原告が提出すべき証拠: 改正均等待遇法では、被告側に完全に挙証責任を転換することなく、原告が直接または間接の差別が存在すると推定可能な事実を証明できる場合の原告側の挙証責任を軽減している。

改正法は、被告が「当該事案において被告側が主張する差別ではない動機が決定的な要因であるか、あるいは正当化に足るだけの法的根拠が存在する可能性がより高い」ことを証明しなければならないと規定している。

追加的金銭補償: 選考が差別的でなければ応募者と与えられていたであろうポジションの1カ月分以上(下限)の給与、また、選抜が差別的でなければ従業員が昇進していたポストと現職との3カ月分(下限)の差額分。現在補償額を引き上げる改正案を議会で審議中。

【デンマーク】原告が提出すべき証拠: 差別禁止法は差別の存在が推定できる事案について挙証責任の転換を規定しているようだが、人種的小数人種差別訴訟における判例法は、実際に挙証責任を転換するには供述調書のみでは不十分である可能性を示している。

【フィンランド】追加的金銭補償-採用に関する性差別のケースでは補償額の上限はEUR 5 000。

【ドイツ】法定代理: 法が弁護士でなければならない旨明示していない場合の訴訟に限り、労働組合およびNGOが原告の法定代理を務めることができる。NGOの場合は、特定の要件を満たしていなければならない。

【イタリア】原告が提出すべき証拠: 性差別については、挙証責任の転換には十分な根拠に基づいた証拠の必要性が法に定められている。人種的小数人種差別の場合、民事紛争の通常のルールが適用される。

法定代理: 人種的小数人種差別: 移民法では、差別案件で原告が弁護士のつけることを義務付けていない。

報復: 法に定められているのは、人種的小数人種差別に関してのみで、かつ損害を算定する際の加重要素としてのみである。

【日本】原告に提供される制度的(無料)支援あり。EBは労働者が提起する差別訴訟に直接的な関与はしない。

【韓国】金銭補償: 性差別について差別禁止法は復職あるいは金銭補償などの救済策を明記していないが、これらは労働基準法に定められており、また解雇案件については多くの判例が蓄積されている。

人種的小数人種差別については差別禁止法に明確な法的規定はなく、労働基準法にも人種的小数人種差別を保護する差別禁止規定は存在しない。

【メキシコ】法的支援・法定代理: 労働紛争解決に関する一般的な枠組みのなかで、全ての労働者は、労働紛争を解決する上で必要な場合、連邦公設弁護人局による法的支援を無料で受ける権利を有している。

労働紛争には、人種・民族や国籍、性別、健康、宗教、政治的見解あるいは所属、性的志向、結婚上の地位に基づく職場の差別に起因する紛争が含まれる。

【オランダ】金銭補償: 均等待遇法制には、差別的解雇を除き制裁や救済に関する言及がほとんどない。したがって、被害者は一般的な民法や行政法が定める制裁に関する知識が必要である。

【スペイン】原告が提出すべき証拠: 法律には十分な根拠のある証拠と規定している。挙証責任については憲法裁判所が判例法を蓄積している。原告は、挙証責任分配のルールを活用するためには、「合理的な嫌疑、外観、あるいは類似の断定に有利な推定を構成する事実の存在を証明する必要があり、現実的な証拠提出は原告側が行う必要がある」(STC 207/2001)。また、一般的な差別の全貌あるいは差別の存在に関する強い疑いを明らかにする証拠原則が要件であるとする判例(STC 308/2000)もある。

出所: OECD Employment Outlook 2008より訳出。